

## 次期計画（第9期計画）における主な変更について

### 1 他の計画との関係について

富山市高齢者総合福祉プランと富山市スマートシティ推進ビジョンとの関連について言及。

スマートシティとは、「ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市」と定義されています。

本市では、これまで取り組んできたコンパクトなまちづくりを深化させるため、デジタル技術の導入とこれによって得られるデータの利活用により、市民や地域の課題解決に資する官民のサービスを創出する「スマートシティ政策」に取り組みます。

この政策を推進するため、令和4年11月に「富山市スマートシティ推進ビジョン」を策定したところであり、ビジョンに基づき、市民生活の質や利便性を向上させるとともに、地域特性に応じた市域全体の均衡ある発展を目指します。

本計画（富山市高齢者総合福祉プラン）の中でも、介護現場におけるICT活用の推進等により、スマートシティへの取組を推進していきます。

### 2 重点テーマについて

#### 【第8期計画】

(1) 「閉じこもり予防」を基本とした、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策の推進

(2) 認知症施策の推進

<具体的なアプローチ>

- ・ 認知症に対する理解促進
- ・ 認知症ケア体制の整備
- ・ 認知症予防対策の推進

(3) 在宅医療・介護連携の推進

<具体的なアプローチ>

- ・ 在宅医療・介護連携の意義や必要性の理解
- ・ 在宅医療と介護サービスの提供体制の構築
- ・ 在宅医療と介護の連携強化

#### 【第9期計画】

(1) 「閉じこもり予防」を基本とした、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策の推進

(2) 認知症とともに暮らすまちづくりの推進

<具体的なアプローチ>

- ・ 認知症に対する正しい理解の促進
- ・ 認知症ケア体制の整備・強化
- ・ 認知症バリアフリーの推進
- ・ 認知症予防対策の推進

(3) 高齢者等の権利擁護支援の推進

<具体的なアプローチ>

- ・ 成年後見・権利擁護支援の推進
- ・ 高齢者虐待防止対策の推進

### 3 体系について

#### 【第8期計画】

##### I. 健康づくりと介護予防の推進

1. 生涯を通じた健康づくり
2. 疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防
3. 高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進
4. フレイル予防・介護予防の推進
5. 地域を支える多様な担い手への支援

##### II. 生きがいづくりと社会参加の推進

1. 元気な高齢者と地域づくりの推進
2. 市民意識の啓発
3. 世代間交流の推進

##### III. 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 日常生活支援サービスの推進
3. 地域医療及び在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症高齢者施策の推進
5. 高齢者等の権利擁護の推進

##### IV. コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

1. コンパクトなまちづくりと賑わいと交流の都市空間の整備
2. バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備
3. 安心できる住まいの確保
4. 総合的な安全対策の強化

##### V. 介護保険事業における保険者機能の強化

1. 安心の介護を提供するために
2. 介護サービスの基盤整備
3. 介護保険事業のサービス利用量の見込み
4. 介護保険の事業費等の見込み

#### 【第9期計画】

##### I. 健康づくりと介護予防の推進

1. 生涯を通じた健康づくり
2. 疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防
3. 高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進
4. フレイル予防・介護予防の推進
5. 地域を支える多様な担い手への支援

##### II. 生きがいづくりと社会参加の推進

1. 元気な高齢者と地域活性化の推進
2. 市民意識の啓発
3. 世代間交流の推進

##### III. 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 日常生活支援サービスの推進
3. 地域医療及び在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症とともに暮らすまちづくりの推進
5. 高齢者等の権利擁護支援の推進

##### IV. コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

1. コンパクトなまちづくりと利便性向上への取組み
2. バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備
3. 安心できる住まいの確保
4. 総合的な安全対策の強化

##### V. 介護保険事業における保険者機能の強化

1. 安心の介護を提供するために
2. 介護サービスの基盤整備
3. 介護保険事業のサービス利用量の見込み
4. 介護保険の事業費等の見込み

#### 4 基本施策・施策・取組の主な変更箇所について

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
	計画全体	成果指標の参考として、コロナ禍前の実績値を記載。	<b>【成果指標に対する参考値を追加】</b> 取組の成果指標について、前回同様の記載内容（令和4年度実績値、令和5年度見込み値、令和8年度目標値）に加え、令和元年度実績値も記載
36	I-1-(1) <b>①健康づくり活動の推進</b>	<市の取組みとの整合> 令和6年度からの計画期間の「富山市健康プラン21（第3次）」を踏まえた修正	<b>【取組内容の文言修正】</b> 市民参画により、「すべての市民が健やかで心豊かに生活できる <u>持続可能なまち</u> 」の実現を目指す「富山市健康プラン21（第3次）」を推進します。
43	I-2-(2) 二次障害、障害の重度化予防	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正  <市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正	<b>【取組の削除】</b> <del>①障害者福祉プラザでの健康づくり教室の推進</del> <del>障害者福祉プラザにおいて、障害特性に応じた健康づくり教室を開催するとともに、地域の要望に応じた健康講座を開催します。</del>  <b>【取組内容の文言修正】</b> <del>①障害福祉サービス事業者等による健康づくりの推進</del> <del>障害者の二次障害・重度化予防を推進するために、障害福祉サービス事業者等による健康づくりプログラムを推進します。</del> <u>障害福祉サービス事業者や障害者団体等が行う、障害者の二次障害、重度化予防に寄与する健康づくり活動に対して支援を行います。</u>
44	I-3-(1) 心の健康づくりの推進	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正	<b>【取組の削除】</b> <del>③精神障害者のネットワークづくりの推進</del> <del>精神障害者及び家族が高齢となっても、地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、介護等のサービス利用を促進し、地域生活を支援するための関係機関やボランティアとのネットワークづくりを推進します。</del>
47	I-4-(1) 介護予防推進体制の強化	<国の動向への対応> 「第9期介護保険事業計画の基本指針（案）」の記載内容との整合性  ●通いの場の取組については、（略）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動を自粛している状況も見られることから、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加率向上に向けた取組を進めていくことが重要である。	<b>【施策の文言修正】</b> 健康な状態と要介護状態の中間に位置する虚弱な状態「フレイル」は、早期かつ適切な介護予防事業等の介入により、健康な状態へ戻る、あるいはその進行を遅らせることができると言われてしています。 このことから、「閉じこもり予防」を基本とした介護予防施策の充実を図るとともに、有識者会議等の意見を反映させながら、介護予防推進体制を強化します。 <del>また、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践など、様々な感染症に対する予防対策を行いながら、介護予防活動を実践できる環境づくりに努めます。</del> <u>また、身近な地域で自主的に介護予防に取り組むことができるよう、新たな拠点づくりに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、既存の通いの場の活動自粛や参加者の減少に対し、活動再開や参加率向上に向けた取り組みを進めます。</u>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）									
53	I-5 地域を支える多様な担い手への支援	＜市の取組みとの整合＞ 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正	<p><b>【施策の削除】</b></p> <p><del>（2）健康まちづくりの推進</del>  <del>高齢化が進んだ中心市街地において、健康まちづくりマイスターを中心とした健康まちづくり活動を通じて、赤ちゃんから高齢者、障害者やその家族が、いつまでも地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進します。</del></p> <p>①健康まちづくりマイスターの育成・支援  <del>健康まちづくりを推進するための人材として養成した地域住民や保健・医療・介護・福祉などの専門職、民間企業、行政職員等による「健康まちづくりマイスター」が地域で活動しています。</del>  <del>地域の顔の見える関係づくりや気軽に話し合える環境づくり、課題を解決していくための情報交換の場に参加しています。</del>  <del>また、「健康まちづくりマイスター連絡会」を発足し、定期的に情報交換会を開催し、健康まちづくりマイスター同士がつながり、お互いの活動や情報などを共有しながら、それぞれの地区で健康まちづくり活動を推進します。</del></p>									
58	II-1-(1) 多様な学び・生きがいづくりの場の提供	＜市の取組みとの整合＞ 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正  ＜地域懇談会でのご意見＞ スマホの使い方がわからない高齢者は多いので、富山市の方から来て説明していただく活動をもう少しやっていただきたい。	<p><b>【取組の追加】</b></p> <p>⑦スマートフォンの活用推進  <del>高齢者を対象としたスマートフォンの基礎的な使い方を学ぶ講座や、日常が豊かになる便利な使い方をまちなかを散策し楽しみながら学ぶ教室などを実施し、スマートフォンの活用により暮らしを豊かにするための支援を行います。</del></p> <p>◆おでかけスマホセミナー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度見込み</th> <th>令和8年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>10回</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>100人</td> <td>100人</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度見込み	令和8年度目標	開催回数	10回	10回	参加者数	100人	100人
	令和5年度見込み	令和8年度目標										
開催回数	10回	10回										
参加者数	100人	100人										
63	II-1-(3) ②高齢者雇用の推進	＜市の取組みとの整合＞ 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正	<p><b>【成果指標の追加】</b></p> <p>◆シニア雇用促進奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度実績</th> <th>令和5年度見込み</th> <th>令和8年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>		令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標	交付件数	1件	1件	6件	
	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和8年度目標									
交付件数	1件	1件	6件									

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）								
63	Ⅱ-1-(4) 就業機会の 充実・就労 活動の推進	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に 即した記載に修正	<p><b>【取組の削除】</b></p> <p><del>③高齢者の起業環境支援</del> 高齢者が市のインキュベーション施設を使用する際の使用料を一部助成し、生涯現役社会の実現や地域経済の活性化に努めます。</p> <p>◆高齢者創業支援推進事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度実績</th> <th>令和2年度見込み</th> <th>令和5年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援件数</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度実績	令和2年度見込み	令和5年度目標	支援件数	0件	1件	1件
	令和元年度実績	令和2年度見込み	令和5年度目標								
支援件数	0件	1件	1件								
64	Ⅱ-1-(6) ①地域での 高齢者集会 場の確保	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に 即した記載に修正	<p><b>【取組の削除】</b></p> <p>◆高齢者サロン設置事業 地域自らが、いつでも気軽に立ち寄って食事や喫茶、趣味活動等を通じて交流の輪を広げられる高齢者サロンを設置する場合、サロンの設置・運営に対して支援し、高齢者の閉じこもり防止、生きがい創出、地域コミュニティの強化に努めます。</p>								
67	Ⅱ-1-(7) ③賑わいの あるまちづ くり	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に 即した記載に修正	<p><b>【取組の削除】</b></p> <p>中心市街地への公共交通の割引制度を実施するなど公共交通のサービスの向上に取り組むとともに、中心商店街において賑わい施設の運営や生活利便施設の充実を図り、高齢者をはじめ、居住者、来街者にとって利便性の高い、賑わいのあるまちづくりに努めます。</p> <p>また、中心市街地に歩行補助車「富山まちなかカート」のステーションを設置し、歩行補助車を無料で貸し出すことにより、高齢者が気軽にまちなかに出掛けて、買い物や散歩を楽しめるように努めます。</p> <p><b>【取組の追加】</b></p> <p>◆高山本線シニアおでかけきっぷ【新規】 市内在住の65歳以上の高齢者を対象として、JR高山本線の各駅（西富山駅～猪谷駅）から富山駅へおでかけする際に、JR高山本線が1回100円で利用できる「高山本線シニアおでかけきっぷ」を発売することにより、公共交通のサービス向上に取り組む、高齢者の外出を促進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度見込み</th> <th>令和8年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山本線シニアおでかけきっぷ利用回数</td> <td>10,000回</td> <td>53,000回</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度見込み	令和8年度目標	高山本線シニアおでかけきっぷ利用回数	10,000回	53,000回		
	令和5年度見込み	令和8年度目標									
高山本線シニアおでかけきっぷ利用回数	10,000回	53,000回									

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
68	Ⅱ-1-(7) <u>④農林業とのふれあいの場の提供</u>	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正	<b>【取組の削除】</b> 農業や林業に関心を持つ、元気で意欲的な高齢者の社会参加と生きがいづくりのため、高齢者が気軽に参画できる里山保全活動等を支援します。 ◆市民への農園の提供 ◆楽農学園業事業の継続実施 ◆森林ボランティア（きんたろう倶楽部等）活動情報の提供 ◆ <del>スマート農業の実演</del>
72	Ⅲ 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備 《基本施策》 4. 「認知症高齢者施策の推進」	<国の動向への対応> 令和五年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」との整合性	<b>【基本施策の文言修正】</b> <u>認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう共生社会の実現の推進に向けて、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。</u> <del>認知症になっても安心して生活できるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、</del> そのため、認知症サポーター養成講座を開催するなど、全ての世代に対して認知症の正しい理解知識の普及啓発、 <u>新しい認知症観の普及</u> に努めるとともに、地域包括支援センターに配置された認知症コーディネーターと医療・介護等の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症にやさしい地域の実現を目指します。 また、認知症の方 <u>高齢者を早期に発見し、早期に対応のために認知症の初期</u> から支援が行えるよう「認知症初期集中支援チーム」を設置するなど、医療機関と連携しながら身近な地域での支援体制の強化を図ります。
76	Ⅲ-1-(1) <u>①地域包括支援センターの機能強化</u>	<国の動向との整合性> 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」との整合性	<b>【取組の追加】</b> <b>①地域包括支援センターの機能強化</b> (略) <u>地域包括支援センターと地域の居宅介護支援事業者等との連携強化</u> <u>法改正により、地域包括支援センターの適切な関与を担保した上で指定介護予防支援事業者の対象が居宅介護支援事業者にも拡大されます。</u> <u>このことから、地域包括支援センターの負担軽減につなげるとともに、サービスの質の維持向上を図るため、地域包括支援センターと地域の居宅介護支援事業所等との連携の強化に努めます。</u>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
79	Ⅲ-1-(2) <u>②地域共生社会の推進</u>	<p>&lt;市の取組みとの整合&gt; 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正</p>	<p><b>【取組の文言修正】</b>  <del>育児・介護・障害・貧困や、それらが複合化・複雑化した課題を包括的に受け止め、総合的な相談支援体制づくりを図るための包括的な支援体制の構築や、住民が身近な地域で地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを図るための地域力を強化するための取組を進め、地域共生社会の推進を図ります。</del></p> <p><del>ア 包括的な支援体制の構築 保健福祉センターや地域包括支援センターなどで取り組んでいる、高齢者や子ども・子育て家庭への包括的な相談に加え、障害者及び生活困窮者の相談支援も含め、各々の相談機関の連携強化や多機関の協働などにより課題の解決を図る体制づくりに取り組みます。</del></p> <p><del>イ 地域力の強化推進 すべての人々が地域の課題を我が事・丸ごととして受け止め、これまでの地域の力を生かしつつ新たなつながりを強化し、課題解決を図る仕組みづくりを推進します。</del></p> <p><u>既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では解決できない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、対象の属性を問わない相談支援、社会とのつながりを作る参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を活用し、地域共生社会の推進を図ります。</u></p>
84	Ⅲ-3-(1) 地域医療体制の整備	<p>&lt;市の取組みとの整合&gt; 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正</p> <p>&lt;地域懇談会でのご意見&gt; 地域の状況に沿った形で計画を策定すべきでないか。</p>	<p><b>【取組の追加】</b>  <u>③中山間地域でのオンライン診療・服薬指導実証実験事業の実施</u>  <u>中山間地域における通院負担の軽減や医療資源の効率化を図り、中山間地域住民の健康増進に寄与する試みとして、中山間地域オンライン診療・服薬指導実証実験を実施します。</u></p>
85	Ⅲ-3-(2) 在宅医療・介護連携の推進	<p>&lt;国の動向との整合性&gt; 「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」（令和2年9月厚生労働省発行）との整合性</p>	<p><b>【取組内容の修正】</b>  <u>①在宅医療・介護連携の意義や必要性の理解</u>  <u>②在宅医療と介護サービスの提供体制の構築</u>  <u>③在宅医療と介護の連携強化</u></p> <p><u>①地域の医療・介護の資源の把握</u>  <u>②在宅医療・介護連携の課題の抽出</u>  <u>③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</u>  <u>④医療・介護関係者の情報共有の支援</u>  <u>⑤在宅医療・介護関係者に関する相談支援</u>  <u>⑥医療・介護関係者の研修</u>  <u>⑦地域住民への普及啓発</u></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
88	Ⅲ-4 認知症とともにくらすまちづくりの推進	<国の動向への対応> 令和五年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」との整合性	<p><b>【基本施策の文言の修正】</b></p> <p><del>国の「認知症施策推進大綱」にも示されているとおり、本市においても、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の正しい知識の普及啓発、認知症ケア体制の整備などの施策を推進していきます。</del></p> <p><u>令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」にも示されているとおり、本市においても、認知症の人を含めた市民一人一人が、その尊厳を保持し、お互い支え合いながら希望をもって暮らすことができるような地域共生社会を目指すために、認知症施策を総合的、計画的に推進していきます。</u></p>
91	Ⅲ-4-(2) <b>③</b> <u>介護者への支援</u>	<その他> 「(3) 認知症バリアフリーの推進」に移動	<p><b>【取組内容の修正】</b></p> <p><b>④</b> <del>本人・介護者への支援</del></p> <p><del>本人への支援として、認知症の人が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」を行います。こうした場等を通じて、認知症の人本人の意見を踏まえ、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映します。</del></p> <p><del>介護者への支援としては、認知症の介護は精神的にも身体的にも負担が多く、介護疲れから高齢者虐待を引き起こす場合も多いため、ケアマネジャーやサービス事業者は介護負担感の軽減を図るケアマネジメントを徹底し、早期対応ができる体制を整えます。</del></p> <p><del>また、認知症を発症したときから、進行に合わせて「いつ、どこで、どのような医療・介護サービス」を受ければよいのかを「認知症ケアパス」を積極的に利用し、個別の支援につなげます。</del></p> <p><del>さらに、身近な相談機関として、地域包括支援センターの相談窓口を充実させ、介護者が孤立しないよう、家族同士が悩みの分かち合いや仲間づくりのできる認知症家族介護教室の開催や認知症カフェの設置、<del>「認知症サポーター養成講座」を受講した方のうち地域でボランティアとして活動する「認知症サポーター上級者」の養成を進め、</del>を推進し介護者へのサポート体制の充実を図ります。</del></p> <p><b>④</b> <u>地域での見守り体制の充実</u></p> <p><b>⑤</b> <u>認知症徘徊SOSネットワークの推進</u></p> <p><b>⑥</b> <u>若年性認知症施策の推進</u></p>



頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
91	Ⅲ-4-(3) 認知症バリアフリーの推進	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正	<p><b>【取組の追加】</b></p> <p><b>① 本人を起点とした地域づくりの推進</b>  <u>認知症ご本人から、日常生活で必要に感じることや希望を聴くためのインタビューや本人同士が語り合う「本人ミーティング」を行います。そのような場を通して、ご本人の視点から生活のあらゆる場面で障壁となっている事柄を具体化し、その障壁を減らしていくための認知症施策の企画・立案に反映します。</u>  <u>また、認知症カフェや地域のサークル活動等に「認知症サポーター上級者」が積極的に関与する仕組みを構築し、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らしていくための相談支援体制を強化します。</u></p> <p><b>② 地域での見守り体制の充実</b></p> <p><b>③ 認知症徘徊SOSネットワークの推進</b></p> <p><b>④ 若年性認知症施策の推進</b></p>
94	Ⅲ-5-(1) <b>② 成年後見制度の推進</b>	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正	<p><b>【取組内容の文言修正】</b></p> <p><b>② 成年後見制度の推進</b>  成年後見制度は、認知症や知的障害または精神障害等により判断能力の不十分な方に対し、後見人等が本人に代わって財産管理や介護・福祉サービスの利用契約を行うことで、本人の権利と財産を守る制度です。  平成12年（2000）の制度施行以来、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加も影響して申立件数は増加しています。しかし、成年後見制度の利用を必要としている高齢者や障害者の方が大勢いる中で、実際の利用につながっている人は極めて少ないと推測されます。  <del>—その原因として、申立手続きの煩雑さや費用負担の大きさなどから本人や家族が利用に踏み切れない、申立てのできる身寄りがいない、申立てをしても後見人等への報酬を支払う資力がいないため、断念するといった状況が考えられます。そこで、申立費用や報酬費用の助成のほか、地域包括支援センターをはじめ関係機関と連携を図りながら、相談や申立支援を総合的に進める体制を充実させるとともに、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう中核機関を整備し、地域連携ネットワークの充実を図ります。</del>  <del>—また、成年後見制度の普及啓発を図るため、パンフレットの作成や出前講座などの広報活動を積極的に実施し、制度の活用を促進します。</del>  <u>そのため、中核機関であるとやま福祉後見サポートセンターの相談体制の強化を図り、また、より多くの方に成年後見制度や権利擁護支援について知っていただくためにパンフレットの作成や出前講座、講演会等の広報活動を積極的に実施します。</u>  <u>さらに、住み慣れた地域で本人らしい生活が継続できるよう本人の意向や状況にあった適切な後見人等の選任についても検討していきます。</u>  <u>加えて、その他、申立てのできる身寄りがいない、申立てをしても後見人等への報酬を支払う資力がいない等の</u></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
			<p><u>状況でお困りの方に対しても、申立て支援や報酬費用の助成等を行い、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に利用できるよう体制を整備していきます。</u></p>
95	<p>Ⅲ-5-(1) <b>③</b>市民後見人の育成・活躍支援</p>	<p>&lt;市の取組みとの整合&gt; 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正</p>	<p><b>【取組内容の修正】</b> <b>③</b>市民後見推進事業の充実  <del>認知症やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、本人の親族が成年後見人に就任する割合が低下しており、今後は親族以外の第三者が成年後見人に選任される割合がより増加すると見込まれています。</del>  <del>このことから、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職後見人だけではなく、法律や福祉の知識を備えた市民後見人の養成を行います。また、それに合わせて市民後見人の活動をサポートする体制づくりにも取り組みます。そして将来的な後見人の担い手不足を解消し、地域に密着した支援体制の構築に努めます。</del>  <b>③</b>市民後見人の育成・活躍支援  <u>認知症やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、本人の親族が成年後見人に就任する割合が低下しており、今後は親族以外の第三者が成年後見人に選任される割合がより増加すると見込まれています。</u>  <u>このことから、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職後見人だけではなく、地域住民が地域住民を支えるという観点から、法律や福祉の知識を備えた市民後見人の養成および育成を行います。また、それに合わせて市民後見人の活動をサポートする体制づくりにも取り組みます。そして将来的な後見人の担い手不足を解消するため、専門職後見や法人後見等の連携を強化し、市民後見人につなぐ仕組みを構築し、地域に密着した権利擁護支援体制の構築していきます。</u></p>
95	<p>Ⅲ-5-(2) 高齢者虐待防止対策の推進</p>	<p>&lt;国の動向への対応&gt; 「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援などに関する法律」（令和4年6月17日施行）との整合性</p>	<p><b>【施策への文言追加】</b> (2) 高齢者虐待防止対策の推進  高齡者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくため、<u>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）</u>に基づき、虐待防止及び高齢者虐待の相談・支援を行います。</p>
96	<p>Ⅲ-5-(2) <b>④</b>虐待を受けた高齢者への支援</p>	<p>&lt;国の動向との整合性&gt; 「第9期介護保険事業計画の基本指針（案）」の記載内容との整合性  ●養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組むことが重要である。</p>	<p><b>【取組内容の追加】</b>  虐待を受けている高齢者は、暴言や暴力を受けたりすることで、高齢者が本来持っている生きる力と自信を失い無気力状態となっています。その心理状態を理解し、失っている自信等を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援します。  <u>また、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組みます。</u></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
96	Ⅲ-5-(2) <u>⑤高齢者を養護する者への支援</u>	<p>&lt;国の動向との整合性&gt; 「第9期介護保険事業計画の基本指針（案）」の記載内容との整合性</p> <p>●発生した虐待の要因等进行分析し、再発防止へ取り組むことが重要である。</p>	<p><b>【取組内容の追加】</b> 高齢者虐待防止法では、高齢者を虐待した養護者に対しても負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています。<u>また、発生した虐待の要因等进行分析し、再発防止に取り組みます。</u></p>
103	IV-1-(3) <u>②生活交通の確保</u>	<p>&lt;市の取組みとの整合&gt; 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正</p> <p>&lt;地域懇談会でのご意見&gt; 地域の状況に沿った形で計画を策定すべきでないか。</p>	<p><b>【取組内容の追加】</b> 郊外や中山間地域でのシビルミニマムとしての交通サービス水準等を考慮し、コミュニティバスの効率的な運行や地域自主運行バスの運行支援・導入推進、<u>AIオンデマンド交通システムなどの新たなモビリティサービスの導入推進等</u>、行政と地域が協働で地域特性に応じた生活交通の確保に取り組みます。</p>
104	IV-1-(5) スマートシティの推進 <b>【新規】</b>	<p>&lt;市の取組みとの整合&gt; 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正</p> <p>&lt;地域懇談会でのご意見&gt; デジタル化による高齢者支援について、プランで言及してほしい。</p>	<p><b>【施策の追加】</b> <u>(5) スマートシティの推進【新規】</u></p> <p><b>① スマートフォンの活用推進</b> <u>高齢者を対象としたスマートフォンの基礎的な使い方を学ぶ講座や、日常が豊かになる便利な使い方をまちなかを散策し楽しみながら学ぶ教室などを実施し、スマートフォンの活用により暮らしを豊かにするための支援を行います。</u></p> <p><b>② 中山間地域でのオンライン診療</b> <u>・服薬指導実証実験事業の実施</u> <u>中山間地域における通院負担の軽減や医療資源の効率化を図り、中山間地域住民の健康増進に寄与する試みとして、中山間地域オンライン診療・服薬指導実証実験を実施します。</u></p> <p><b>③ AIを活用した効率的な公共交通の配車</b> <u>利用者の予約に対してAIによる最適な運行ルートを設定し、リアルタイムに配車を行う「AIオンデマンド交通システム」の社会実験を実施し、本格導入を目指します。</u></p>
110	IV-4-(1) 交通安全対策の推進	<p>&lt;市の取組みとの整合&gt; 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正</p>	<p><b>【取組内容の文言修正】</b></p> <p><b>① 交通安全教育と意識啓発活動の充実</b> 富山県が依頼した交通安全アドバイザーが高齢者宅を訪問し、反射材の普及や交通安全指導を行うことで高齢者の交通安全意識を高め、事故防止を図ります。 さらに、高齢ドライバーの交通事故防止を図るため、高齢者交通安全教室を開催します。 <u>また、横断歩道における歩行者優先などのルール</u>の遵守やマナーの向上に向けた意識の啓発に努めます。</p> <p><b>② 交通安全を確保するための環境整備</b> <u>横断歩道における歩行者優先などのルール</u>の遵守やマナーの向上に向けた意識の啓発に努めるほか、<del>自転車の</del></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
			利用促進や安全で快適に自転車が利用できるよう、路面表示による走行位置の明確化などの自転車走行空間整備や、放置自転車を防止するための駐輪環境整備を行います。
112	IV-4-(3) 災害対策の推進	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正	【取組の追加】 <u>④河川水位監視システムによる河川の水位観測情報等の公開【新規】</u> 市民が自主的に浸水被害軽減のための対策を実施するための支援として、センサーネットワークを利用した河川の水位観測情報や雨量情報を公開し、災害対策に向けた市民の自助・共助を促します。
113	IV-4-(4) <u>③悪質商法などの消費者トラブルの防止</u>	<市の取組みとの整合> 第9期計画の取組の内容に即した記載に修正	【取組内容の追加】 高齢者は、老後の生活資金の蓄えが多い傾向にある一方で、年齢とともに判断力が衰え、情報に疎くなるなど、悪質業者に狙われやすい状況があります。 <u>消費生活相談員が消費生活に関する苦情や悪質商法によるトラブル、多重債務の相談に応じ、必要な助言、あっせんを行います。</u> <u>また、特殊詐欺や悪質商法による被害を未然に防止するため、65歳以上の高齢者世帯を対象に、迷惑電話防止機能を搭載した電話機などを購入した場合、購入費用の一部を補助します。</u>
115	V-1 安心の介護を提供するために	<国の動向への対応> 「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合  ●2040年頃には、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える。 ●第6期以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、2040年等の中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備すること。	【文言修正】 <u>高齢者人口がピークを迎える令和22年度（2040）を見据え、</u> 介護に必要な方が安心して必要な介護サービスを受けられるよう、 <u>地域包括ケアシステムの深化・推進に努めるとともに、</u> 保険者として介護保険制度の健全で適正な運営に取り組みます。そのため、介護給付の適正化、介護人材の確保、事業者・介護者への支援及び介護保険制度の啓発等に努めます。
115	V-2 介護サービスの基盤整備	<国の動向への対応> 「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合  ●介護保険事業の運営主体である市町村は、2040年等の中長期を見据えて、第九期に必要なサービスの	【文言追加】 介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域密着型サービスを中心に介護サービスの基盤整備を推進します。整備にあたっては、 <u>中長期的な地域の人口動態や日常生活圏域の特性を踏まえつつ、</u> 地域バランスを考慮し、特に医療依存度の高い中重度者や今後増加が予想される認知症高齢者に対応可能な介護サービスや、 <u>居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応する複合型</u>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
		<p>種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、それらを基にサービスを提供するために必要となる介護人材の数等を推計することが重要である。</p> <p>●様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存資源等を活用した複合型サービスを整備していくことも重要である。</p>	<p><u>サービスを中心に</u>整備していきます。</p> <p>また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が適正な介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、設置状況や利用状況等を勘案して介護サービスの整備を進めます。</p>
118	<p>V-1-(1) 介護保険制度の円滑な実施</p> <p><u>⑤介護給付費適正化事業の推進</u></p>	<p>&lt;国の動向への対応&gt; 「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●介護給付の適正化事業は、実施主体が保険者であり、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重要である。このため、第九期からの調整交付金の算定に当たっては、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合といったいわゆる主要三事業の取組状況を勘案することとしたところである。</p>	<p><b>【文言修正】</b> 適切な介護給付がされるよう、居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の指導に努めるとともに、富山県国民健康保険団体連合会から提供される支払情報等の帳票を活用し、<u>ケアプランの点検や住宅改修の点検、福祉用具貸与等の調査のほか、医療情報との突合・縦覧点検を行います。</u></p>
119	<p>V-1-(3) 事業者への指導・支援</p> <p><u>①事業者への指導等</u></p>	<p>&lt;国の動向への対応&gt; 「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●利用者のサービスの選択の指標として、同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、介護サービス情報の公表制度を活用し、離職率、勤務時間、シフト体制等といった介護従事者に関する情報の公表の推進に努めることが重要である。加えて、利用者の選択に資するという観点から、介護サービス事業者の</p>	<p><b>【文言追加】</b> 制度及び基準等に基づく適正なサービス提供と報酬請求が行われるよう、講習会等による集団指導及び事業所における実地指導並びに監査等により、指導監督を行います。また、事業所運営の透明性を高めるとともに、利用者のサービス選択の指標として、事業者のサービスの内容や運営状況<u>及び財務状況</u>に関する情報公開を働きかけます。</p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
		財務状況を公表することが重要である。	
120	V-1-(3) 事業者への 指導・支援  <u>②介護現場 の安全性の 確保及びリ スクマネジ メントの推 進【新規】</u>	<p>&lt;国の動向への対応&gt; 「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進については、国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等の取組を行うことが重要である。</p>	<p><b>【取組の追加】</b> <u>事業所から報告された事故状況を適切に分析し、必要に応じて介護現場に対する指導・助言を行うことや、分析結果を公表すること等により、利用者の安全性の確保やサービスの質の向上に努めます。</u></p>
120	V-1-(3) 事業者への 指導・支援  <u>⑤介護情報 基盤の活用 推進【新 規】</u>	<p>&lt;国の動向への対応&gt; 「第9期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●令和5年の法改正により、介護情報基盤の整備が地域支援事業に位置付けられており、市町村においては、地域の実情に応じた介護保険事業計画の策定等への活用が想定されている。今後、各市町村において、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていくことが更に求められる。</p>	<p><b>【取組の追加】</b> <u>医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、介護情報基盤の活用を推進し、必要な情報の収集及び各方面との円滑な情報共有を図ります。</u></p>

頁	該当箇所	修正根拠	次期高齢者総合福祉プラン（素案）
122	V-2-(2) 基盤整備の 目標値（第 9期（令和 6～8年 度））の設 定	<市の取組みとの整合> 第9期整備予定の内容に即 した記載に修正	<p><b>【文言更新】</b></p> <p>サービス区分及び整備数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護 3事業所</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護 1事業所</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護 2事業所（36床）</li> <li>・ 特定施設入居者生活介護 40床程度</li> </ul> <p>※介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設含む） は、本市が人口当たりの整備率が高いこと（R3.10.1日現 在の人口10万人当たりの床整備状況について、中核市平 均784床に対し本市1,121床）及び給付増などのバラン スを考慮し、床数を増やさないこととします。</p>
124	V-2-(2) 基盤整備の 目標値（第 9期（令和 6～8年 度））の設 定  ⑤複合的な 在宅サービ ス基盤の整 備【新規】	<市の取組みとの整合> 第9期整備予定の内容に即 した記載に修正  ●様々な介護ニーズに柔軟 に対応できるよう、既存資 源等を活用した複合型サー ビスを整備していくことも 重要である。	<p><b>【取組の追加】</b></p> <p><u>居宅要介護者の様々な介護ニーズに対して柔軟に対応 できるよう、既存資源を活用し、複数の在宅サービスを 組み合わせて提供する複合的な在宅サービスを、地域の 実情に合わせて整備していきます。</u></p>